

様式第1号(第4条関係)

さいたま市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

(あて先)さいたま市 区長

窓口に来られた方 (郵送で代理人により 申込みされる場合 には、代理人につい てご記入下さい)	住 所	
	氏 名	
	連絡先	()
申込者との関係		1 本人 2 法定代理人 3 代理人

右側の内容を確認の上、さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき次のとおり事前登録を申し込みます。

申 込 者 (通 知 を 希 望 す る 方 の 氏 名)	フリガナ		
生 年 月 日	年	月	日
住 所			
本 籍		筆頭者	
連 絡 先	()		

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法 定 代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ
住 所	
連 絡 先	()

【必要書類】

- ・「さいたま市本人通知制度事前登録申込書」
- ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の原本
※有効期間内のものに限り。郵送の場合は、コピーを同封してください。
- ・法定代理人による申込みの場合、法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本等)
- ・任意代理人による申込みの場合、代理されたことを証する書類(委任状等)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()	

《さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について》

1 本人通知制度とは

この制度は、さいたま市において、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を本人等（注2）の代理人又は第三者（注3）に交付した場合に交付した事実について通知をするものです。なお、事前登録者と同一の住民票の写し等に記録されている人であっても事前登録をしていなければ通知の対象となりません。

（注1） 住民票の写し等とは、本籍を記載した住民票（除票を含む）の写し、本籍を記載した住民票記載事項証明書（除票を含む）、本籍を記載した戸籍の附票（除附票を含む）の写し、戸籍（除籍）謄抄本（注4）、戸籍（除籍）記載事項証明書（注4）をいいます。

（注2） 本人等とは、住民票関係では本人又は本人と同一の世帯に属する方、戸籍及び戸籍の附票関係では本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属の方をいいます。

（注3） 第三者とは、本人以外の者で、自己の権利義務を履行するために住民票の写し等を取得する正当な理由がある者をいいます。個人や法人以外に特定事務受託者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士、海事代理士の八業士）が挙げられます。なお、国又は地方公共団体の機関は含まれません。

（注4） 除籍は、さいたま市になってから使用している磁気ディスクに記録されているものに限りです。

2 事前登録について

（1） 登録の申込み受付は、住民登録地又は本籍地の区役所区民課の窓口で行います。

※支所、市民の窓口では受付できません。

ただし、受付をし、名簿に登録をした日の翌日（翌日が土日・祝休日、1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日までの場合は、翌開庁日）が開始日となりますので、開始日以降の住民票の写し等の交付が通知の対象となります。

（2） 登録の申込み又は変更の届出（以下「申込み等」という。）には、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明等で本人の顔写真が貼付されたもの1点又はその他保険証等顔写真のないもの複数点）が必要です。

（3） 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録者は次の場合に限り代理人による申込み等ができます。

① 法定代理人による場合

② 疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きができない場合

申込み等には代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等）が必要です。

ただし、本市にある公簿等により確認できる場合はこの限りではありません。委任状には、申込み等を行う本人の署名又は記名押印が必要となります。

(4) 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申込み等は、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。

- ① 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により直接申込み等ができない場合
- ② 他の市区町村に居住している場合

郵便等による申込み等を行うときは、本人であることを証明する書類の写しを同封してください。

(5) 住所の異動や戸籍の届出により事前登録した内容に変更が生じたときは、住所の異動の届出や戸籍の届出とは別に、本制度の変更の届出が必要となりますので、ご注意ください。

(6) 事前登録を終了したい場合は、廃止手続きをしてください。また、次の事項に該当する場合は、自動的に廃止となりますので、あらかじめご了承ください。

- ① 住所・氏名・本籍等の登録事項に変更があったにもかかわらず、変更手続きをしなかったために、通知書の送付先等が特定できなくなったとき。
- ② 消除された住民票等の保存期間が経過したことにより、住民票の写し等を第三者に交付することができなくなったとき。
- ③ 事前登録者が死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- ④ 居所不明等により住民票が職権消除されたとき。
- ⑤ その他、虚偽による登録など住所地等区長が事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

3 通知の内容について

通知する内容は、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別(代理人又は第三者)、交付年月日、交付した住民票等の種類及び交付通数になります。なお、特定事務受任者による裁判・訴訟手続き、紛争処理等のための職務上の請求等、通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、その他の交付内容について確認が必要な場合には、「個人情報の保護に関する法律」に基づき開示請求を行うことができます。ただし、開示請求をしても第三者の個人情報等は開示されませんので、あらかじめご了承ください。

4 その他

- (1) 本制度において登録資格等について確認が必要な場合は、資料等の提示又は提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、申込み等をしてください。

ご不明な点がある場合は、登録した区役所の区民課へお問い合わせください。

■西区区民課	048-620-2634 (FAX 048-620-2768)	■北区区民課	048-669-6034 (FAX 048-662-8950)
■大宮区区民課	048-646-3034 (FAX 048-640-1100)	■見沼区区民課	048-681-6034 (FAX 048-681-6160)
■中央区区民課	048-840-6034 (FAX 048-854-3462)	■桜区区民課	048-856-6144 (FAX 048-856-6271)
■浦和区区民課	048-829-6069 (FAX 048-829-6234)	■南区区民課	048-844-7144 (FAX 048-844-7278)
■緑区区民課	048-712-1144 (FAX 048-712-1271)	■岩槻区区民課	048-790-0136 (FAX 048-790-1102)